平成２２年（フ）第３９１号
熊本市国府３丁目12番47号　ハイムフロリヤ201
債務者　土井　教靖
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４３０号
熊本県上益城郡甲佐町大字府領721番地
債務者　本田　英司
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４８３号
熊本県上益城郡益城町大字広崎1177番地１　Ｓｅｖｅｎ　Ｓａｉｎｔｓ―301号
債務者　濱中眞由美
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４８８号
熊本市琴平２丁目３番31―105号
債務者　西山　榮一
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５１５号
熊本市世安町52番地１―1009
債務者　岩坪　和恵
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５２９号
熊本市水道町８番17号　三島ビル402号
債務者　戸高　祐美
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７８号
熊本県八代市袋町４番５号　301
債務者　目黒　好子
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第９４号
熊本県水俣市初野220番地初野団地14番202号
債務者　田中かほる
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第７７号
長野県小諸市大字耳取1930番地４
債務者　土屋加津子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第４２号
島根県浜田市蛭子町618番地13　３、前住所島根県浜田市治和町イ112番地７
債務者　石飛　定男
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第４４号
広島県広島市安佐南区上安７丁目21―３、住民票上の住所島根県浜田市三隅町折居771番地１
債務者　落合　順子
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第９３２号
岡山市北区中山下２丁目５番55―809号
債務者　二階堂中照
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７５号
岡山県備前市伊部970番地
債務者　浅野　　悟（旧姓重光）
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４２６号
岡山市北区岡町７番１号　サンコーポ医大103号
債務者　永野　由紀
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４７０号
岡山県瀬戸内市邑久町尻海3791番地
債務者　關口　健二
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４４号
青森市大字三内字丸山46番地８
債務者　瀧屋　　剛
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月６日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係